

# 懲役2年罰金50万円を求刑

## 津地裁 多量の不法投棄で3被告 初公判

津市白山町の山中にコンクリート片などの廃棄物を不法投棄したとして、廃棄物処理法違反の罪に問われた奈良県大淀町、建設業中勝洋被告(四七)、岡田原本町、作業員辻内秀樹被告(四八)・川別件詐欺罪で服役中

津地裁(瀨口紗織裁判官)であり、島岡被告を除く三人は起訴内容を認めた。検察側はそれぞれに懲役二年、罰金五十万円を求め、即日結審した。判決は十二月二十五日に予定している。

内面被告について「合計約三十六・八トの多量の廃棄物を地中に不法投棄した。有害な硫化水素の発生源となり、原状回復されていないことを考慮すると結果は非常に重大。捨て代欲しさに、県の立ち入り検査で発覚後も極めて安易に犯行に及んだ経緯は強く非難されるべき」と指摘。土地を提

供した中被告を「主導的役割を果たした」とし、辻内被告は「従属的だが不在時の対応など相互補充の関係で役割は重大」などとした。

岡本被告については「十七・四トという投棄量はそれ自体が多量で自ら交渉して利益を得た。刑事責任は他と同様に重い」とした。弁護側は最終弁論で、中被告について「被害は現実に発生しておらず島岡、岡本両被告の申し込みを受け

被告は津市白山町の山中を土場に平成三十年五月十七月にかけて、島岡被告から持ち込まれたコンクリート片や木くずなど廃棄物計約十九・四トと、岡本被告から持ち込まれた瓦くずなど廃棄物計約十七・四トを不法投棄したとしている。

(小林哲也)